

秋田県警察緊急配備に関する訓令

昭和60年3月10日本部訓令第3号

最終改正 平成23年4月1日

この訓令は、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）及び犯罪捜査共助規則（昭和32年国家公安委員会規則第3号）の規程並びに広域緊急配備要綱（昭和55年5月15日付け警察庁乙刑発第1号）に基づき、緊急配備に関して必要な事項を定めている。